

用地取得の手続き

手続きの流れ	概要
<p style="text-align: center;">用地測量</p> 	<p>土地所有者の立会いのもと、隣接土地との境界を確認します。境界確認後に、事業予定用地に必要な土地の範囲を現地に示します。この境界をもとに、事業予定用地の面積を算出します。</p>
<p style="text-align: center;">建物等の調査</p> 	<p>事業予定用地内にある建物や工作物（門扉など）、立木等の移転に要する費用の算定資料とするために、県が補償コンサルタントに委託して、建物等の構造、材質、数量等の調査を行います。</p>
<p style="text-align: center;">土地価格の算定 建物等の補償額の算定</p> 	<p>所有される用地ごとに、土地の価格を算定します。また、上記の調査から、建物等の移転に要する費用を算定します。</p>
<p style="text-align: center;">用地交渉</p> 	<p>土地所有者及び関係権利者等と土地買収代金や建物等移転補償金、移転時期等についての交渉を行います。</p>
<p style="text-align: center;">契約の締結</p> 	<p>交渉協議の成立したのち、土地所有者及び関係権利者等と個別に契約を締結します。</p>
<p style="text-align: center;">建物等移転補償金の前金支払い 土地買収代金の支払い</p> 	<p>契約の締結後、建物等移転補償金の約7割を前金でお支払いします。なお、土地買収代金は、県への移転登記完了後、一括でお支払いします。</p>
<p style="text-align: center;">補償物件の除却</p> 	<p>建物等の補償物件の除却をしていただきます。除却後は、県が現地を確認させていただきます。</p>
<p style="text-align: center;">建物等移転補償金の 残額支払い</p>	<p>補償物件の除却後、建物等移転補償金の残額（約3割）をお支払いします。</p>